

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

目次

総則

(目的)

(用語の定義)

- 第1条 契約の成立
- 第2条 契約期間および契約の有効期間
- 第3条 調整力の提供
- 第4条 提供期間における調整力の取扱い
- 第5条 リソースにおいて必要な項目
- 第6条 送電上の責任分界点
- 第7条 財産分界点および管理補修
- 第8条 リソースの追加, 変更および削除
- 第9条 リソース等が満たすべき要件
- 第10条 運用要件
- 第11条 計画等の提出
- 第12条 電力量の計量
- 第13条 調整電力量の算定
- 第14条 調整電力量料金に適用する単価の登録
- 第15条 ペナルティ
- 第16条 決済の対象
- 第17条 事業税相当額
- 第18条 消費税等相当額
- 第19条 料金の算定期間
- 第20条 料金等の授受
- 第21条 単位および端数処理
- 第22条 合意による解約
- 第23条 契約の解除

- 第24条 解約または解除に伴う賠償
- 第25条 契約終了時の措置
- 第26条 契約の承継
- 第27条 反社会的勢力の排除
- 第28条 損害賠償
- 第29条 運用細目
- 第30条 合意管轄および準拠法
- 第31条 秘密保持義務
- 第32条 協議事項

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

契約書	備考
<p>総則</p> <p>(目的)</p> <p>〇〇株式会社（以下「甲」という）と〇〇株式会社（以下「乙」という）は、甲が需給調整市場の取引規程（以下「取引規程」という）に基づく取引会員資格を有することを前提とし、需給調整市場において約定したΔ kW および実需給時点での調整電力量の受け渡しにおける運用、精算等に関する事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という）する。</p>	<p>・本契約は取引規程に基づいて、調整力提供事業者と属地 TSO との間で、需給調整市場における約定結果に基づく、指令や精算等の項目について規定する。</p> <p>甲：調整力提供事業者 乙：属地 TSO</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>本契約における用語の定義は取引規程に準拠するものとする。</p>	
<p>(契約の成立)</p> <p>第1条 本契約は、甲からの申込みを乙が承諾したときに成立するものとし、本契約に記載し、甲と乙の間で合意した日付を、契約締結日とする。</p>	
<p>(契約期間および契約の有効期間)</p> <p>第2条 本契約に基づく契約期間は、本契約締結日から1年間とする。</p> <p>2 契約期間満了に先立って、契約期間満了の3ヵ月前までに、甲または乙から別段の意思表示がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとする。</p>	
<p>(調整力の提供)</p> <p>第3条 甲は、需給調整市場での約定結果に基づき、需給調整市場システムに登録している発電リソースおよび需要リソース（以下「リソース」という）を用いて、乙に対して調整力の提供を行うものとする。</p> <p>2 本契約において、調整力の提供とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 甲は、本契約の別紙のリソース一覧表（以下「別紙」という）に規定する受電地点または供給地点において、需</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

<p>給調整市場で約定したΔ kW（以下「Δ kW 約定量」）を，発電または需要抑制により，供出可能な状態に維持すること。</p> <p>（2）甲は，乙の指令に従い，Δ kW 約定量の範囲内で発電または需要抑制により，出力増減を実施すること。</p>	
<p>（提供期間における調整力の取扱い）</p> <p>第4条 甲と乙は，提供期間における調整力の取扱いに関して，取引規程第43条（調整電力量の算定）第3項の定めに従う。</p>	
<p>（リソースにおいて必要な項目）</p> <p>第5条 リソースに関する以下の情報は，別紙のとおりとする。</p> <p>（1）発電リソースを用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名称，発電リソース名称，対象商品，供出可能量，受電地点，送電上の責任分界点，財産分界点 <p>（2）需要リソースを用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名称，需要リソース名称，供給地点特定番号，対象商品，供出可能量，供給地点，送電上の責任分界点，財産分界点 	
<p>（送電上の責任分界点）</p> <p>第6条 甲乙間の送電上の責任分界点は，リソースごとに第5条の別紙に定めるものとする。</p>	
<p>（財産分界点および管理補修）</p> <p>第7条 甲乙間の財産分界点は，リソースごとに第5条の別紙に定めるものとし，この財産分界点より甲側（契約設備側）については甲が，乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし，財産分界点より甲側または乙側において，設備所有者が異なる場合，管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。</p>	
<p>（リソースの追加，変更および削除）</p> <p>第8条 甲は，別紙に定めるリソースの追加，変更および削除を行う必要が生じた場合は，速やかに乙に申し出を行い，乙の承諾を得た場合，リソースの追加，変更および削除ができるものとし，甲乙間で覚書を締結するものとする。</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

<p>(リソース等が満たすべき要件)</p> <p>第9条 甲は、リソース等の運用に関する要件、設備に関する要件、通信設備に関する要件、計量設備に関する要件に関して、取引規程第11条（リソース等が満たすべき要件）の定めに従う。</p>	
<p>(運用要件)</p> <p>第10条 甲と乙は、運用要件に関して、取引規程第37条（発電機または需要家リスト・パターンにおけるトラブル対応）、取引規程第38条（ΔkWの供出協力）の定めに従う。</p> <p>2 甲は、電力広域的運営推進機関、市場運営者および乙が定める関係規程についてその遵守義務を負うものとする。また、本契約を履行するにあたり関係する事業者等においても関係規程を遵守する旨の同意を取るものとし、乙が提出を求めた場合にはすみやかに、関係する事業者等との同意を証明する書類を乙に提出するものとする。</p>	
<p>(計画等の提出)</p> <p>第11条 甲は、計画等の提出に関して、取引規程第34条（計画等の提出）の定めに従う。</p>	
<p>(電力量の計量)</p> <p>第12条 甲と乙は、電力量の計量に関して、取引規程第42条（電力量の計量）の定めに従う。</p>	
<p>(調整電力量の算定)</p> <p>第13条 甲と乙は、調整電力量の算定に関して、取引規程第43条（調整電力量の算定）の定めに従う。</p>	
<p>(調整電力量料金に適用する単価の登録)</p> <p>第14条 甲と乙は、調整電力量料金に適用する単価の登録に関して、取引規程第18条（調整電力量料金に適用する単価の登録）の定めに従う。</p>	
<p>(ペナルティ)</p> <p>第15条 甲と乙は、ペナルティに関して、取引規程第40条（ペナルティ）、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）の定めに従う。</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

<p>(決済の対象)</p> <p>第16条 甲と乙は、決済の対象に関して、取引規程第45条（決済の対象）の定めに従う。</p>	
<p>(事業税相当額)</p> <p>第17条 甲と乙は、事業税相当額に関して、取引規程第47条（事業税等相当額）の定めに従う。</p>	
<p>(消費税等相当額)</p> <p>第18条 甲と乙は、消費税等相当額に関して、取引規程第48条（消費税等相当額）の定めに従う。</p>	
<p>(料金の算定期間)</p> <p>第19条 甲と乙は、料金の算定期間に関して、取引規程第44条（料金の算定期間）の定めに従う。</p>	
<p>(料金等の授受)</p> <p>第20条 甲と乙は、料金等の授受に関して、取引規程第50条（料金等の授受）の定めに従う。</p>	
<p>(単位および端数処理)</p> <p>第21条 甲と乙は、単位および端数処理に関して、取引規程第49条（単位および端数処理）の定めに従う。</p>	
<p>(合意による解約)</p> <p>第22条 甲または乙がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。</p>	
<p>(契約の解除)</p> <p>第23条 甲または乙が、本契約に定める規定を遵守することを怠った場合、甲または乙はその相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。</p> <p>2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約に定める規定を履行しなかった場合、甲または乙</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

<p>は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合(3) 手形交換所から取引停止処分をうけた場合(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合 <p>4 甲が、取引会員資格取得後、次の各号に該当することとなった場合、乙は何らの催告をすることなく、本契約を解除できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市場運営者から除名の措置を受けた場合(2) 甲が脱退を希望し、市場運営者が承諾した場合	
<p>(解約または解除に伴う賠償)</p> <p>第24条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。</p>	
<p>(契約終了時の措置)</p> <p>第25条 甲と乙は、本契約が期間満了、合意解約、解除等によって終了した場合に、契約期間内に成立した約定に基づく権利義務、その他未履行の債権債務等がある場合には、取引規程および本契約の各条項に従うものとする。</p>	
<p>(契約の承継)</p> <p>第26条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

（反社会的勢力の排除）

第27条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- （1） 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
 - （2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - （3） 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められる場合
 - （4） 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約に基づき電気を供給する場合を除く。）
 - （5） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - （6） 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

（損害賠償）

第28条 甲または乙が、本契約に違反し、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

（運用細目）

第29条 本契約の運用上必要な細目については、乙が定める関係規程を遵守するものとする。

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

<p>(合意管轄および準拠法)</p> <p>第30条 本契約に関する訴訟については、〇〇地方裁判所の管轄に属するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。</p>	
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第31条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、相手方の事前の承諾を得た場合、または電気事業法およびその他関係法令に基づく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。</p>	
<p>(協議事項)</p> <p>第32条 本契約に定めのない事項については、取引規程を遵守するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 前項により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。</p>	
<p>以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各その1通を保有する。</p> <p>202〇年〇月〇日</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号</p> <p>甲 〇〇株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号</p> <p>乙 〇〇株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p>	

需給調整市場に関する契約書（ひな型）

（改廃履歴）

2020年1月9日 制定